

業務委託契約書（案）別紙

目 次

別紙 1	対象施設
別紙 2	業務範囲
別紙 3	リスク分担表
別紙 4	放流水質契約基準
別紙 5	保全管理要求水準
別紙 6	業務実施計画書
別紙 7	有資格者に関する条件
別紙 8	流入基準
別紙 9	放流水が放流水質基準を満足しない場合の対応
別紙 10	流入基準未達の場合の対応方法
別紙 11	汚泥及び環境計測等に関する基準
別紙 12	提案書記載内容の未実施及び未達の場合の対応
別紙 13	引継事項
別紙 14	設備の定期点検予定書
別紙 15	工事予定
別紙 16	本件施設の環境計測等
別紙 17	業務書類の記載内容及び提出時期
別紙 18	業務委託料の計算方法
別紙 19	業務委託料の見直し
別紙 20	保険
別紙 21	遵守すべき関連法令、条例等

別紙 1 対象施設

施設の名称		施設の位置
宮津湾浄化センター		宮津市字獅子 10 ほか地内
獅子崎中継ポンプ場		宮津市字獅子崎小字大苗代 195-4
鶴賀中継ポンプ場		宮津市字鶴賀 2158-7
須津中継ポンプ場		宮津市字須津小字大藪濱 1967-1
堂谷中継ポンプ場		与謝郡与謝野町字石川小字桐ヶ鼻 41-3
四辻中継ポンプ場		与謝郡与謝野町字四辻小字青田 630-2
マンホールポンプ		与謝郡与謝野町字石川 与謝郡与謝野町字明石
処理区内の 管渠流量計 (幹線流量計)	岩 1-A	宮津市字須津地内
幹線管路施設	宮津幹線	最上流点：宮津市字須津小字大久保 流入先：宮津湾浄化センター 集水市町：宮津市、与謝野町
	加悦谷第 1 幹線	最上流点：与謝郡与謝野町字後野小字中坪 流入先：宮津幹線 集水市町：与謝野町
	加悦谷第 2 幹線	最上流点：与謝郡与謝野町字明石小字上田 流入先：加悦谷第 1 幹線 集水市町：与謝野町
	岩滝第 1 幹線	最上流点：宮津市字溝尻小字立ノボリ 流入先：宮津幹線 集水市町：宮津市、与謝野町
	岩滝第 2 幹線	最上流点：与謝郡与謝野町字弓木小字由里 流入先：加悦谷第 1 幹線 集水市町：与謝野町

なお、詳細は「要求水準書」に示すものとする。

別紙2 業務範囲

受託者の行う業務は以下に示す要求水準書の記載内容とする。

表2-1 本件委託の業務範囲（受託者が実施する業務）

	業務名	主な内容
1	運営管理業務	①各業務の実施計画等の策定 ②本水準書に定められた性能の担保 ③処理場・ポンプ場等の施設、設備及び機器の機能保持 ④災害、事故等のリスク管理 ⑤就業者の労務、安全管理及び教育、訓練 ⑥委託者及び関係機関との連絡調整、協議等
2	運転操作業務	①処理場・ポンプ場等の各種設備、機器の運転操作及び制御 ②処理場・ポンプ場等の各種設備、機器の調整及び整備
3	監視業務	①処理場・ポンプ場等の運転状況の24時間監視及び記録 ②処理場・ポンプ場等の施設、設備及び機器の巡視、巡回 ③管路施設の巡視点検及び記録
4	保守・点検業務	①処理場・ポンプ場等の施設、設備及び機器の日常点検、定期点検 ②処理場・ポンプ場等の設備及び機器等の定期自主検査（委託者が行う法定検査は除く） ③処理場・ポンプ場等の設備及び機器の分解点検に伴う交換部品及び消耗品の交換 ④その他委託者が別途指示する保守点検業務
5	突発的な小修繕業務	①突発的に発生する1件当たり150万円未満（見積り、税込）の小修繕
6	水質・汚泥管理及び水質試験・汚泥性状試験業務	①適切な運転操作を行うための総合的な水質・汚泥管理 ②運転操作上必要となる定期的な水質試験及び汚泥性状試験等 ③異常時における水質試験及び汚泥性状試験等 ④試験結果の記録及び報告 ⑤毒物・劇物の適正管理及び試験廃液の適切な管理 ⑥その他委託者が別途指示する水質・汚泥管理及び水質試験・汚泥性状試験業務
7	施設管理及び物品等調達業務	①業務遂行に必要な燃料、薬品、油脂類及び消耗品等の調達及び管理（電力調達は含まない） ②処理場・ポンプ場等の施設内及び場内の清掃、エレベーター等の建築付帯設備の保守管理並びに定期交換部品等の調達及び管理 ③処理場・ポンプ場等の施設及び設備の塗装用塗料、内外装品などの消耗品の調達（庁舎管理用品を含む）及び管理 ④物品の調達記録及び使用記録並びにその報告 ⑤処理場・ポンプ場等の施設（事務室を除く）の施錠及び解錠 ⑥その他委託者が別途指示する管理業務
8	その他業務	①下水処理過程で発生する廃棄物の搬出補助 ②処理場・ポンプ場等の施設及び場内から発生する廃棄物の搬出補助 ③日報、月報及び年報の作成及び整理 ④下水道設備台帳システムの保守管理 ⑤施設公開・施設見学等への協力

別紙3 リスク分担表

段階	分類	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
				受託者	委託者	
共通	契約	契約締結リスク	委託者の帰責事由により契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合		○	
			受託者の帰責事由により契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合	○		
		委託業務中止・延期に関するリスク	委託者の指示、議会の不承認によるもの		○	
			委託者の債務不履行によるもの		○	
			受託者の業務放棄、破綻によるもの	○		
		計画変更リスク	委託者の帰責事由による場合を除き、委託業務内容・用途の変更に関するもの	○		
	事業実施計画書記載事項の履行	事業実施計画書の不履行	○			
	法令	法令等の変更リスク	本委託に直接関係する法令等の変更		○	
			本委託のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更	○		
	損害賠償	第三者賠償リスク	受託者の行う業務に起因する事故などにより第三者に与えた損害	○		
			受託者が本委託業務を遂行する上で生じた浸水・騒音・振動・悪臭等による損害	○		
		住民問題リスク	本委託業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟		○	
			受託者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟	○		
		環境保全リスク	受託者が行う業務に起因する環境問題（周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等）	○		
		事故・災害	受託者の帰責事由による事故・災害等の発生（再受託者及び関係者以外による事故、施設の破損、場内の不法投棄等含む）	○		
	不可抗力	天災、暴動等による委託業務の変更・中止・延期		○		
	物価・金利変動リスク	委託期間のインフレ・デフレ	○	○		
	運転・維持管理	性能	下水の水量変動リスク	水量の変動に伴う変動費の増加		○
			下水の水質変動リスク	流入水に関する基準を逸脱した場合を除いた経費の増加	○	
			汚泥変動リスク	流入水に関する基準を逸脱した場合を除いた経費の増加	○	
性能事項の達成			契約条件下での要求水準の未達成	○		
機能		施設損傷リスク	施設の劣化に対して、受託者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷	○		
			委託者の帰責事由により施設が損傷した場合		○	
設備更新		設備更新	委託者が行う修繕・増改築に伴う設備能力未達		○	
			設備更新後の運転操作に関する責任	○		
修繕	突発修繕費の増大リスク	受託者の帰責事由による補修費の増大 上記以外によるもの	○	○		
その他	管理	物品管理	運転管理に必要なユーティリティ・各種消耗品類等の調達・管理不備が発生した場合	○		
		庁内・場内管理	受託者に故意または過失がある場合を除き、不審者の侵入、盗難、不法投棄の管理責任		○	
		緊急時の対応	緊急時の最低限の対応及び委託者への報告責任	○		
	その他	見学者案内	受託者に故意または過失がある場合を除き、施設の見学者に対する責任		○	

- ・ 基本的に各事項につき○印の者が責任を負うが、委託者の責任は「施設の所有に関わる範囲」及び「自らの帰責事由」に限定されるものとする。
- ・ 上記の事項以外が顕在化した場合は、委託者及び受託者の協議によって分担する。

別紙 4 放流水質基準

(1) 法定基準

日常の施設運転において実施する水質試験（受託者による水質試験（放流水質契約基準、放流水質法定基準を満たしていない場合の追加の水質試験を含む。））、法定検査及び業務委託契約書(案)（委託業務名：宮津湾流域下水道宮津湾浄化センター運転管理業務委託）（以下「契約書(案)」という。）別記 業務特記事項（以下「契約書(案)別記」という。）第 17 条第 1 項に規定する検査）の各測定値が満たすべき法定基準を表 4-1 に示す。

なお、排水基準の指標が大腸菌群数から大腸菌数へ見直された際は、新たな指標を当該項目に係る法定基準とみなすものとする。

表 4-1 放流水質に関する法定基準

項 目	範 囲
pH	(5.8以上8.6) 以下
BOD (mg/l)	(15) 以下
COD (mg/l)	160(120) 以下
SS (mg/l)	200(40) 以下
T-N (mg/l)	120(60) 以下
T-P (mg/l)	16(8) 以下
大腸菌群数 (個/cm ³)	(3,000) 以下

()内は日間平均値

また、表 4-1 に示していない水質項目及び悪臭等に係る法定基準については、別紙 1 1 「(2) 環境計測等に関わる法定基準」及び「(3) その他目標とすべき基準」に示す。

(2) 契約基準

放流水質に関する契約基準については、以下の2つの基準を設定する。

【契約基準 I】

日常の施設運転において受託者が実施しなければならない水質試験（放流水質契約基準、放流水質法定基準を満たしていない場合の追加の水質試験を含む。）、法定検査及び契約書(案)別記第17条第1項に記載する検査の各測定値が満たすべき契約基準（測定は別紙16により行うものとする）。

なお、法定基準の指標が大腸菌群数から大腸菌数へ見直された際は、当該項目に係る契約基準 I について委託者及び受託者で協議を行い、方針を決定するものとする。

表 4-2 放流水質に関する契約基準 I

(各回測定値が満たすべき基準)

項 目	範 囲
pH	5.8以上8.6以下
BOD (mg/l)	15.0 以下
COD (mg/l)	21.8以下
SS (mg/l)	20.0以下
T-N (mg/l)	28.8以下
T-P (mg/l)	3.99以下
大腸菌群数 (個/cm ³)	300以下

【契約基準Ⅱ】

上記の全水質試験の各年度の年平均値（各測定日の間隔を考慮した加重平均値）において満足すべき契約基準（測定は別紙16により行うものとする）。

なお、法定基準の指標が大腸菌群数から大腸菌数へ見直された際は、当該項目に係る契約基準Ⅱについて委託者及び受託者で協議を行い、方針を決定するものとする。

表 4-3 放流水質に関する契約基準Ⅱ
(年平均値が満足すべき基準)

項 目	範 囲
pH	5.8以上8.6以下
BOD (mg/l)	7.8以下
COD (mg/l)	19.0以下
SS (mg/l)	7.5以下
T-N (mg/l)	22.0以下
T-P (mg/l)	2.50以下
大腸菌群数 (個/cm ³)	30以下

ここで、加重平均値を算定する際の各測定日の間隔については、以下のとおりとする。

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	…
測定				測定			測定				測定		
↓				↓			↓				↓		
結果 A				結果 B			結果 C				結果 D		

$$\text{年平均値} = (A \times 4 + B \times 3 + C \times 4 + D \times \dots) \div 365 \text{ (又は 366)}$$

なお、契約書(案)別記第6条第4項各号に定める場合の各回の測定結果については、上記の年平均値の算定から除外するものとする。

別紙5 保全管理要求水準

- ・ 保全管理の保全対象業務は、**別紙2**の業務範囲に示す。
- ・ 受託者は、本件施設の機能が劣化しないよう、また、予防保全的な視点による日常的な保守点検等を実施し、本件施設を正常な状態に維持しなければならない。
- ・ 業務期間満了時、全ての本件施設が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、契約書(案)別記第2条に定める施設機能状況報告書に比して、著しい損傷及び劣化がない状態とする。
- ・ 建築物や外構等の保守管理や清掃については、現状と比べて美観を損なわない状態とする。

別紙6 業務実施計画書

業務実施計画についての記載内容は下表のとおりとする。

業務実施計画書記載項目（案）

編	章	節	項
組織 プロ フィール 編	1 業務実施のための基本的な考え方	1.1 組織理念	
		1.2 組織理念の組織内共有方法	
		1.3 組織理念の達成を目指すための基本的な仕組み（体制と制度）	
	2 組織能力	2.1 保有資格等	
		2.2 受託実績	
		2.3 組織内役割	
		2.4 従業員	
		2.5 関係企業	
		2.6 協力企業	
		2.7 所有の備品・器具・工具・計測機器等	
		2.8 組織能力の自己分析	
	3 受託業務内容認識	3.1 受託業務範囲	
		3.2 受託業務対象施設・設備	
3.3 受託業務目的とその達成に向けての目標			
4 受託業務履行上の課題認識			
業務 履行 編	5 業務基本方針と制度	5.1 受託業務履行方針	5.1.1 業務履行基本方針
			5.1.2 人的資源管理の目標と方針
			5.1.3 情報管理の目標と方針
		5.2 コミュニケーションマネジメント	5.2.1 組織内外コミュニケーション管理計画
			5.2.2 苦情発生時対応計画
			5.2.3 見学者対応計画
	6 運営体制	6.1 業務分担と実施体制	
		6.2 委託期間業務予定	
		6.3 1月間の標準勤務予定	
		6.4 1日の標準勤務予定	
	7 監視計画及び運転操作業務計画	7.1 運転監視業務実施計画	
		7.2 機器運転操作業務実施計画	
		7.3 管路巡視点検実施計画	
	8 水質管理及び水質試験業務計画	8.1 水質管理業務実施計画	
		8.2 水質試験業務実施計画	
	9 汚泥管理及び汚泥性状試験業務計画	9.1 汚泥管理業務実施計画	
		9.2 汚泥性状試験業務実施計画	
	10 沈砂及びし渣等の除去計画		
	11 保守・点検又は修繕業務計画	11.1 保守・点検業務実施計画	11.1.1 日常点検業務実施計画
			11.1.2 定期点検等業務実施計画
	12 施設管理業務計画	11.2 小修繕業務実施計画	
		12.1 建築付帯設備管理業務実施計画	
		12.2 土木・建築躯体の目視点検・小修繕対応	
		12.3 整理整頓実施計画	
		12.4 施設清掃業務実施計画	
	13 場内・施設の保安業務計画		
	14 物品等調達業務計画		
	15 産業廃棄物処分業務計画	15.1 廃液処分計画	
		15.2 その他産業廃棄物（廃液除く）処分計画	
	16 再委託 *注意* 再委託は必要に応じて	16.1 再委託対象業務	
16.2 再委託計画			
17 危機管理業務計画	17.1 リスクマネジメント	17.1.1 危険要因（ハザード）認識	
		17.1.2 リスクアセスメント	
	17.2 クライシスマネジメント	17.1.3 リスクコントロール計画	
		17.2.1 クライシリアセスメント	
	17.2.2 クライシリア対応計画（BCP含む）		
18 地域生活環境対策実施計画			
19 省エネ対策実施計画			
20 温室効果ガス排出量削減対策実施計画			
21 コスト縮減実施計画			
22 施設腐食対策実施計画			
23 機器・設備設置及び改良実施計画			
24 その他自主提案実施計画			
業務 管理 関係 編	25 人的資源管理業務計画	25.1 安全衛生管理業務計画	
		25.2 労務管理業務計画	
		25.3 教育・訓練計画	
26 情報管理業務計画	26.1 データ管理計画	26.1.1 業務書類作成計画	
	26.2 情報共有管理計画	26.1.2 設備台帳保守管理計画	

別紙 7 有資格者に関する条件

- (1) 下水道法第 22 条第 2 項に規定する有資格者
- (2) 危険物取扱者（甲種又は乙種第 4 類）
- (3) 玉掛け技能講習修了者（労働安全規則別表第 3 において定められた令第 20 条第 16 号の業務につくことができる者）
- (4) ボイラー技士（特級、一級又は二級）
- (5) 床上操作式クレーン運転技能講習修了者等（労働安全規則別表第 3 において令第 20 条第 6 号の業務のうち床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務につくことができる者）
- (6) 小型移動式クレーン運転技能者（労働安全規則別表第 3 において令第 20 条第 7 号の業務のうちつり上げ荷重が五トン未満の移動式クレーンの運転の業務につくことができる者）
- (7) 電気主任技術者（第 1 種、第 2 種又は第 3 種）
- (8) 電気工事士（第一種）
- (9) 酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者（第二種）又は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
- (10) ガス溶接技能講習修了者（労働安全規則別表第 3 において定められた令第 20 条第 10 号の業務の業務につくことができる者）又はアーク溶接特別教育修了者
- (11) 特定化学物質等作業主任者技能講習修了者又は特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了者
- (12) 特別管理産業廃棄物管理責任者
- (13) その他労働安全衛生関係等で必要な資格者

別紙 8 流入基準

(1) 水量に関する基準

水量に関する流入基準は、以下のとおりとする。

表 8-1 流入基準（流入水の水量）

流入水量基準 (m ³ /日)	
年 度	日 最 大
R06	15,000
R07	15,000
R08	15,000
R09	15,000
R10	15,000

(2) 水質に関する基準

水質に関する流入基準は、下表のとおりとする。（測定は別紙 16 により行うものとする）

表 8-2 流入基準（流入水の水質）

項 目	範 囲
pH	5.8以上8.6以下
BOD (mg/l)	270以下
COD (mg/l)	140以下
SS (mg/l)	310以下
T-N (mg/l)	39以下
T-P (mg/l)	4.80以下

※上表に記載のない水質項目については、下水道法第 12 条の 2 の範囲内とする。

(3) 流入予測水量

運営期間中の流入予測水量は、以下のとおりである。

表 8-3 流入水の予測水量

年 度	年間総流入水量 (千m ³ /年)
R06	3,264
R07	3,264
R08	3,264
R09	3,264
R10	3,264

別紙 9 放流水が放流水質基準を満たさない場合等の対応

放流水の水質が、別紙 4 に示す放流水質基準を満たさない場合、及び脱水ケーキ含水率が別紙 1 1 に示す契約基準を満たさない場合、以下のような手続きをとる。

(1) 放流水の水質が契約基準 I 又は法定基準の未達の場合

第 1 段階：未達の確認、報告・通知及び追加の環境計測

- ・ 受託者は、環境計測により、各回の放流水質測定値が放流水質契約基準 I 又は放流水質法定基準を満たしていないことを把握した場合、速やかに委託者に報告し、追加の環境計測を実施する。
- ・ 委託者は、法定検査、契約書(案)別記第 17 条第 1 項の検査等により放流水質が放流水質契約基準 I 又は放流水質法定基準を満たしていないことを把握した場合、速やかに受託者に報告し、受託者は追加の環境計測を実施する。

第 2 段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・ 放流水質契約基準 I 未達の場合には、受託者は、速やかに未達の原因究明を行い、改善の方法や必要期間等を示す改善計画書を作成し、委託者の承認を受け改善措置を実施する。
- ・ 放流水質法定基準未達の場合には、委託者の指導及び監督に従い、受託者は、速やかに要求水準未達の原因究明を行い、改善の方法や必要期間等を示す改善計画書を作成し、委託者の承認を受け改善措置を実施する。
- ・ 流入水が流入基準を満たさない場合は、委託者にて改善に努める。
- ・ 受託者は、追加の環境計測において改善措置の効果を確認し、放流水質契約基準 I 及び放流水質法定基準を満たすまで改善状況を委託者に報告する。
- ・ 原因究明及び改善計画書の作成及び実施に係る費用は、受託者が負担する。ただし、契約書(案)別記第 6 条第 4 項各号に定める場合は、受託者は原因究明、改善計画書の作成及び改善措置の実施に係る費用を委託者に請求することができる。

第 3 段階：業務委託料の減額

- ・ 契約書(案)別記第 6 条第 4 項各号に定める場合を除き、契約書(案)別記第 6 条第 3 項及び別紙 1 8 に定める規定に従い業務委託料の減額手続きに入る。

第 4 段階：契約解除、違約金

- ・ 契約書(案)別記第 6 条第 4 項各号に定める場合による場合を除き、放流水質基準 I 又は放流水質法定基準を満足できない状態が、合理的な理由なく改善計画書において予定された改善期間を超えて継続する場合、又は改善計画書が速やかに提出されない場合並びに改善計画書どおりに本件業務が行われなかった場合、委託者は、契約書(案)第 36 条及び契約書(案)別記第 6 条第 3 項に定められた規定に基づき本契約の解除並びに違約金の請求手続きに入る。

(2) 放流水の水質が契約基準Ⅱの未達の場合

第1段階：未達の確認・報告

- ・ 受託者は、各年度の放流水質平均値について放流水質契約基準Ⅱの未達が生じた場合又は生じるおそれがあると認められる場合は、速やかに委託者に報告する。

第2段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・ 放流水質契約基準Ⅱの未達が生じた場合又は生じるおそれがあると認められる場合には、受託者は、速やかに要求水準未達の原因究明を行い、改善の方法や必要期間等を示す改善計画書を作成し、委託者の承認を受け、改善措置を実施する。
- ・ 受託者は、必要に応じ追加の環境計測を行い改善措置の効果を確認し、改善状況を委託者に報告する。
- ・ 原因究明及び改善計画書の作成及び実施にかかる費用は、受託者が負担する。

第3段階：業務委託料の減額

- ・ 放流水質契約基準Ⅱの未達が生じた場合は、契約書(案)別記第6条第6項及び別紙18に定める規定に従い業務委託料の減額手続きに入る。

第4段階：契約解除、違約金

- ・ 改善計画書が速やかに提出されない場合及び改善計画書どおりに本件業務が行われなかった場合、委託者は、契約書(案)第36条及び契約書(案)別記第6条第6項に定められた規定に基づき本契約の解除並びに違約金の請求手続きに入る。

(3) 脱水ケーキ含水率が契約基準Ⅰを満たさない場合

第1段階：未達の確認・報告

- ・ 受託者は、脱水ケーキ含水率が、各回測定により契約基準Ⅰを満たしていないことを把握した場合、速やかに委託者に報告する。

第2段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・ 受託者は、速やかに未達の原因究明を行い、改善の方法や必要期間等を示す改善計画書を作成し、委託者の承認を受け改善措置を実施する。
- ・ 受託者は、追加の環境計測において改善措置の効果を確認し基準を満たすまで改善状況を委託者に報告する。
- ・ 原因究明及び改善計画書の作成及び実施に係る費用は、受託者が負担する。ただし、契約書(案)別記第10条第4項各号に定める場合は、受託者は原因究明、改善計画書の作成及び改善措置の実施に係る費用を委託者に請求することができる。

第3段階：業務委託料の減額

- ・ 契約書(案)別記第10条第4項各号に定める場合を除き、別紙18に定める規定に従い業務委託料の減額手続きに入る。

第4段階：契約解除、違約金

- ・ 契約書(案)別記第10条第4項各号に定める場合による場合を除き、契約基準Ⅰを満足できない状態が合理的な理由なく改善計画書において予定された改善期間を超えて継続する場合、又は改善計画書が速やかに提出されない場合及び改善計画書どおりに本件業務が行われなかった場合、委託者は、契約書(案)第36条に定められた規定に基づき本契約の解除並びに違約金の請求手続きに入る。

(4) 脱水ケーキ含水率が契約基準Ⅱ未達のおそれがある場合

第1段階：未達の確認・報告

- ・ 受託者は、脱水ケーキ含水率が契約基準Ⅱが達成できないおそれがあると認められる場合は、速やかに委託者に報告する。

第2段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・ 受託者は、速やかに未達の原因究明を行い、改善の方法や必要期間等を示す改善計画書を作成し、委託者の承認を受け改善措置を実施する。
- ・ 受託者は、必要に応じ追加の環境計測を行い改善措置の効果を確認し、委託者に報告する。
- ・ 原因究明及び改善計画書の作成及び実施に係る費用は、受託者が負担する。ただし、契約書(案)別記第10条第4項各号に定める場合は、受託者は原因究明、改善計画書の作成及び改善措置の実施に係る費用を委託者に請求することができる。

第3段階：業務委託料の減額

- ・ 契約書(案)別記第10条第4項各号に定める場合を除き、別紙18に定める規定に従い業務委託料の減額手続きに入る。

第4段階：契約解除、違約金

契約書(案)別記第10条第4項各号に定める場合による場合を除き、改善計画書が速やかに提出されない場合及び改善計画書どおりに本件業務が行われなかった場合、委託者は、契約書(案)第36条に定められた規定に基づき本契約の解除並びに違約金の請求手続きに入る。

別紙 10 流入基準未達の場合の対応方法

別紙 8 に定める基準以上の流入水量が流入した場合であっても、対象施設において対応可能な範囲内で受託者が適切な措置をとって対応する。

- ・受託者は、気象情報を随時確認し、水害発生を事前に把握するほか、流入渠水位、ポンプ井水位の監視を行うものとする。
- ・上記の措置で対応できない大雨の場合、受託者は、委託者の指示に従い対応するものとし、本件施設への被害、本件業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。これにより発生する費用は、委託者の負担とする。ただし、受託者の故意又は過失によって要した費用が増加した場合は受託者の負担とする。

別紙 1 1 汚泥及び環境計測等に関する基準

受託者は、汚泥及び環境計測等の基準に適合させて、汚泥の処理及び運転する義務を負うものとする。

なお、下記に規定する契約基準Ⅰ及び契約基準Ⅱについて、当該基準を達成できなかった場合、別紙 1 8 (2) アにより業務委託料の減額を行うものとする。

(1) 契約基準

汚泥処理に関する契約基準については、以下の基準を設定する。

【契約基準Ⅰ】

日常の施設運転において実施する脱水ケーキの含水率に関する各回の測定結果において満足すべき契約基準。含水率は別紙 1 6 により測定すること。

表 11-1 契約基準Ⅰ
(各回測定値が満たすべき基準)

	項目	範囲
脱水ケーキ	含水率	85.0%以下

【契約基準Ⅱ】

脱水ケーキの含水率に関する全測定結果の各年度の年平均値（各測定日の間隔を考慮した加重平均値）において満足すべき契約基準。

表 11-2 契約基準Ⅱ
(年平均値が満たすべき基準)

	項目	範囲
脱水ケーキ	含水率	81.0%以下

なお、年平均値（加重平均値）を算定する際の各測定日の間隔については、別紙 4 に述べる放流水質に関する契約基準Ⅱの手法を準用する。

2) 環境計測等に関わる法定基準

別紙4の表4-1に示す放流水質法定基準以外の環境計測等に関する法定基準については、以下の基準とする。

	項目	基準値
1	放流水の水質に係る法定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道法第8条「放流水の水質の基準」 ・水質汚濁防止法第3条「排水基準」 ・水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例第2条「排水基準」 ・悪臭防止法第4条第1項第3号「排出水中の許容限度」 ・悪臭防止法第3条及び第4条第1項に基づく京都府告示「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」 ・京都府環境を守り育てる条例第33条「汚水に係る規制基準」
2	脱水ケーキに係る法定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項「産業廃棄物の収集・運搬、処分等の基準」 ・金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める環境省令（昭和48年総理府令第5号）別表第1「基準値」 ・肥料の品質の確保等に関する法律第2条に規定する普通肥料に該当する肥料を定める省令に定める肥料の公定規格（令和4年農林水産省告示第302号）（「13 汚泥肥料等」）
3	敷地境界及び脱臭設備の排出口における悪臭物質に係る法定基準	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭防止法第4条第1項第1号「大気中の許容限度」及び第2号「排出口の許容限度」 ・悪臭防止法第3条及び第4条第1項に基づく京都府告示「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定」

(3) その他目標とすべき基準

騒音、振動、悪臭、粉じん、排出ガス等に関する要求水準は法律及び条例に定められた数値とするが、別途目標とすべき基準が存在する場合はこれを遵守するものとする。

原子力災害対策特別措置法等により、場外へ搬出又は放流する物質等が放射線量計測対象となった場合は、対応について委託者と受託者の協議によって決定する。

別紙 1 2 提案書記載内容の未実施及び未達の場合の対応

提案書記載内容のうち減額対象となる項目については、実施されていない又は達成できていない場合、以下のような手続きをとる。

第 1 段階：未実施・未達の確認

- ・ 受託者は、必要に応じて、提案書記載内容の実施状況を委託者に報告する。
- ・ 受託者は、提案書記載内容について実施されていない又は達成できない状況が生じた場合には、委託者に速やかに報告する。
- ・ 委託者は、受託者が実施していない又は達成できていないことを確認した場合、受託者に改善措置を要求できる。

第 2 段階：改善期間、改善計画書の提出

- ・ 受託者は、速やかに未実施及び未達の原因究明を行い、改善期間、改善の方法等を示す改善計画書を作成し、委託者の承認を受ける。
- ・ 受託者は、改善計画書に基づき、改善措置を実施し、改善状況を委託者に報告する。
- ・ 原因究明、改善計画書の作成及び実施に係る費用は、受託者が負担する。

第 3 段階：業務委託料の減額

- ・ 改善計画書が速やかに提出されない場合及び改善計画書どおりに業務が行われない場合は、委託者は、契約書(案)別記第 3 条第 4 項に定める規定に従い、別紙 1 8 「(3) 提案書記載内容の未実施及び未達の場合の減額について」に従い業務委託料の減額を行うことができる。

別紙 13 引継事項

受託者は、業務期間を通じて引継事項を記載した文書を作成する。

事業期間中、引継が必要な新たな事項が判明した場合は、適宜当文書にその内容を反映、記録し、対象施設固有の運転管理、点検上の留意点を次の受託者が把握できるような内容とする。以下の項目を参考に記載すること。

- (1) 総合運転したときの機能の発揮状況
- (2) 諸機械の振動、異音等の状態
- (3) 計装設備の調節状況
- (4) 運転上の特別な操作
- (5) その他留意事項

なお、委託者は、本事業の終了に際して委託者が受託者選定を行う場合には、当文書を公開することができるものとする

別紙 1 4 設備の定期点検予定書

設備の定期点検は以下のとおり行うものとする。

表中の表記記号は以下のとおりである。

○：点検（本委託の対象である。）

◎：整備（本委託の対象である。）

☆：修繕（本委託の対象外であり、実施予定を示すものであるが、状況により、見直しを行うことがある。）

なお、浄化センター及びポンプ場のすべての施設の日常点検は、本委託の対象である。

No	施設名	分類	名称	設置場所	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
1	管理棟施設	機械	排気ガス洗浄装置	屋上					
2	管理棟施設	機械	全熱交換器	2階機械室	○	○	○	○	○
3	管理棟施設	機械	空調設備(室内機、室外機) AC-3	1階事務室	○	○	○	○	○
4	管理棟施設	機械	空調設備(室内機、室外機) AC-1	1階水質検査室	○	○	○	○	○
5	管理棟施設	機械	空調設備(室内機、室外機) AC-2	1階打合室	○	○	○	○	○
6	管理棟施設	機械	空調設備(室内機、室外機) AC-6	2階会議室	○	○	○	○	○
7	管理棟施設	機械	空調設備(室内機、室外機) AC-6	2階会議室奥	○	○	○	○	○
8	管理棟施設	機械	空調設備(室内機、室外機) AC-7	管理制御室	○	○	○	○	○
9	管理棟施設	機械	空調設備(室内機、室外機) AC-9	資料室	○	○	○	○	○
10	管理棟施設	機械	エレベーター	管理棟	○	○	○	○	○
11	管理棟施設	機械	修景池設備	玄関横					
12	沈砂池棟施設	機械	No.1 分配可動堰	1階					
13	沈砂池棟施設	機械	No.2 分配可動堰	1階					
14	沈砂池棟施設	機械	No.1 沈砂地流出ゲート	1階					
15	沈砂池棟施設	機械	No.2 沈砂地流出ゲート	1階					
16	沈砂池棟施設	機械	連絡ゲート	1階					
17	沈砂池棟施設	機械	着水井攪拌機	1階					
18	沈砂池棟施設	機械	除塵機（ハイパースクリーン含む）	1階					
19	沈砂池棟施設	機械	No.1-1 揚砂ポンプ	1階					
20	沈砂池棟施設	機械	No.1-2 揚砂ポンプ	1階					

No	施設名	分類	名称	設置場所	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
21	沈砂池棟施設	機械	しさを脱水機（油圧ユニット含む）	1 階					
22	沈砂池棟施設	機械	No.1 しさを搬出コンベア	1 階					
23	沈砂池棟施設	機械	No.2 しさを搬出コンベア	1 階					
24	沈砂池棟施設	機械	No.3 しさを搬出コンベア	1 階					
25	沈砂池棟施設	機械	サイクロン	1 階					
26	沈砂池棟施設	機械	しさをホッパー	1 階					
27	沈砂池棟施設	機械	沈砂コンベア	1 階					
28	沈砂池棟施設	機械	沈砂ホッパー	1 階					
29	沈砂池棟施設	機械	しさを沈砂洗浄機	1 階					
30	沈砂池棟施設	機械	沈砂地床排水ポンプ	地下搬入室					
31	沈砂池棟施設	機械	汚水流入管仕切弁	地下搬入室					
32	沈砂池棟施設	機械	流量計吊上機	地下搬入室					
33	沈砂池棟施設	機械	コンテナ吊上機	1 階					
34	沈砂池棟施設	機械	揚砂ポンプ吊上機	1 階					
35	沈砂池棟施設	機械	脱臭設備（ルーフファン）	沈砂地棟					
36	水処理棟施設	機械	No.1 流入可動堰	上屋					
37	水処理棟施設	機械	No.2 流入可動堰	上屋					
38	水処理棟施設	機械	No.3 流入可動堰	上屋					
39	水処理棟施設	機械	No.4 流入可動堰	上屋					
40	水処理棟施設	機械	No.1-1 初沈流入ゲート	上屋					
41	水処理棟施設	機械	No.1-2 初沈流入ゲート	上屋					
42	水処理棟施設	機械	No.2-1 初沈流入ゲート	上屋					
43	水処理棟施設	機械	No.2-2 初沈流入ゲート	上屋					
44	水処理棟施設	機械	No.3-1 初沈流入ゲート	上屋					
45	水処理棟施設	機械	No.3-2 初沈流入ゲート	上屋					
46	水処理棟施設	機械	No.1-1 初沈スクラムスクイマ	-					
47	水処理棟施設	機械	No.1-2 初沈スクラムスクイマ	-					
48	水処理棟施設	機械	No.2 初沈スクラムスクイマ	-					
49	水処理棟施設	機械	No.3-1 初沈スクラムスクイマ	上屋					

No	施設名	分類	名称	設置場所	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
50	水処理棟施設	機械	No.3-2 初沈スクラム	上屋					
51	水処理棟施設	機械	No.1-1 生汚泥ポンプ	地下					
52	水処理棟施設	機械	No.1-2 生汚泥ポンプ	地下					
53	水処理棟施設	機械	初沈池排水ポンプ	地下					
54	水処理棟施設	機械	No.1 初沈スクラム排水ポンプ	地下					
55	水処理棟施設	機械	No.2 初沈スクラム排水ポンプ	地下					
56	水処理棟施設	機械	初沈スクラム排水ポンプ 吐出弁	地下					
57	水処理棟施設	機械	No.1-1 初沈汚泥掻寄機	上屋					
58	水処理棟施設	機械	No.1-2 初沈汚泥掻寄機	上屋					
59	水処理棟施設	機械	No.2 初沈汚泥掻寄機	上屋					
60	水処理棟施設	機械	No.3 初沈汚泥掻寄機	上屋					
61	水処理棟施設	機械	No.1-1 初沈電動仕切弁	地下					
62	水処理棟施設	機械	No.1-2 初沈電動仕切弁	地下					
63	水処理棟施設	機械	No.2-1 初沈電動仕切弁	地下					
64	水処理棟施設	機械	No.2-2 初沈電動仕切弁	地下					
65	水処理棟施設	機械	No.3-1 初沈電動仕切弁	地下					
66	水処理棟施設	機械	No.3-2 初沈電動仕切弁	地下					
67	水処理棟施設	機械	初沈床排水ポンプ	地下					
68	水処理棟施設	機械	No.-1-1 エアタンステップ 可動堰	上屋					
69	水処理棟施設	機械	No.-1-2 エアタンステップ 可動堰	上屋					
70	水処理棟施設	機械	No.-1-3 エアタンステップ 可動堰	上屋					
71	水処理棟施設	機械	No.-1-4 エアタンステップ 可動堰	上屋					
72	水処理棟施設	機械	No.2-1 エアタンステップ 可動堰	上屋					
73	水処理棟施設	機械	No.2-2 エアタンステップ 可動堰	上屋					
74	水処理棟施設	機械	No.2-3 エアタンステップ 可動堰	上屋					
75	水処理棟施設	機械	No.2-4 エアタンステップ 可動堰	上屋					
76	水処理棟施設	機械	No.3-1 エアタンステップ 可動堰	上屋					
77	水処理棟施設	機械	No.3-2 エアタンステップ 可動堰	上屋					
78	水処理棟施設	機械	No.1 エアタンハバースケート	上屋					

No	施設名	分類	名称	設置場所	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
79	水処理棟施設	機械	No.2 エアタンクイバースゲート	上屋					
80	水処理棟施設	機械	No.1 エアタンクイバス可動堰	上屋					
81	水処理棟施設	機械	エアタンク仕切ゲート	上屋					
82	水処理棟施設	機械	1 系散気装置(超微細)	上屋					
83	水処理棟施設	機械	2 系散気装置(超微細)	上屋					
84	水処理棟施設	機械	3 系散気装置(超微細)	上屋					
85	水処理棟施設	機械	No.1-1 水中攪拌機	上屋					
86	水処理棟施設	機械	No.1-2 水中攪拌機	上屋					
87	水処理棟施設	機械	No.2-1 水中攪拌機	上屋					
88	水処理棟施設	機械	No.2-2 水中攪拌機	上屋					
89	水処理棟施設	機械	No.3-1 水中攪拌機	上屋	☆				
90	水処理棟施設	機械	No.3-2 水中攪拌機	上屋	☆				
91	水処理棟施設	機械	No.1 エアタンク流入空気弁	地下					
92	水処理棟施設	機械	No.2 エアタンク流入空気弁	地下					
93	水処理棟施設	機械	No.3 エアタンク流入空気弁	地下					
94	水処理棟施設	機械	エアタンク床排水ポンプ	地下					
95	水処理棟施設	機械	エアタンク 2 系流入防止堰						
96	水処理棟施設	機械	消泡水ノズル	水処理施設					
97	水処理棟施設	機械	1・2 系 No.1 返送汚泥ポンプ	地下					
98	水処理棟施設	機械	1・2 系 No.2 返送汚泥ポンプ	地下					
99	水処理棟施設	機械	3・4 系 No.1 返送汚泥ポンプ	地下					
100	水処理棟施設	機械	3・4 系 No.2 返送汚泥ポンプ	地下					
101	水処理棟施設	機械	No.1 余剰汚泥ポンプ	地下					
102	水処理棟施設	機械	No.2 余剰汚泥ポンプ	地下					
103	水処理棟施設	機械	No.3 余剰汚泥ポンプ	地下					
104	水処理棟施設	機械	No.1-1 終沈流入ゲート	上屋					
105	水処理棟施設	機械	No.1-2 終沈流入ゲート	上屋					
106	水処理棟施設	機械	No.2-1 終沈流入ゲート	上屋					
107	水処理棟施設	機械	No.2-2 終沈流入ゲート	上屋					

No	施設名	分類	名称	設置場所	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
108	水処理棟施設	機械	No.3-1 終沈流入ゲート	上屋					
109	水処理棟施設	機械	No.3-2 終沈流入ゲート	上屋					
110	水処理棟施設	機械	No.1 終沈スクム排水ポンプ	地下					
111	水処理棟施設	機械	No.2 終沈スクム排水ポンプ	地下					
112	水処理棟施設	機械	終沈スクム排水ポンプ 吐出弁	地下					
113	水処理棟施設	機械	エフタン終沈池排水ポンプ	地下					
114	水処理棟施設	機械	No.1-1 終沈汚泥掻寄機	上屋					
115	水処理棟施設	機械	No.1-2 終沈汚泥掻寄機	上屋					
116	水処理棟施設	機械	No.2 終沈汚泥掻寄機	上屋					
117	水処理棟施設	機械	No.3 終沈汚泥掻寄機	上屋					
118	水処理棟施設	機械	No.1-1 終沈スクムスキマー	上屋					
119	水処理棟施設	機械	No.1-2 終沈スクムスキマー	上屋					
120	水処理棟施設	機械	No.2 終沈スクムスキマー	上屋					
121	水処理棟施設	機械	No.3-1 終沈スクムスキマー	上屋					
122	水処理棟施設	機械	No.3-2 終沈スクムスキマー	上屋					
123	水処理棟施設	機械	No.1 終沈床排水ポンプ	地下					
124	水処理棟施設	機械	No.2 終沈床排水ポンプ	地下					
125	水処理棟施設	機械	1 系終沈電動仕切弁	地下					
126	水処理棟施設	機械	2 系終沈電動仕切弁	地下					
127	水処理棟施設	機械	3 系終沈電動仕切弁	地下					
128	水処理棟施設	機械	No.1 固形塩素接触機	上屋					
129	水処理棟施設	機械	No.2 固形塩素接触機	上屋					
130	水処理棟施設	機械	-	上屋					
131	水処理棟施設	機械	No.1 乾式フィルター(自動洗浄機)	地下					
132	水処理棟施設	機械	No.2 乾式フィルター(自動洗浄機)	地下					
133	水処理棟施設	機械	No.1-1 送風機 (ルーツ)	地下					
134	水処理棟施設	機械	No.1-2 送風機 (ルーツ)	地下					
135	水処理棟施設	機械	No.2-1 送風機 (ターボ) 吐出弁含む	地下	◎				
136	水処理棟施設	機械	No.2-2 送風機 (ターボ) 吐出弁含む	地下		◎			

No	施設名	分類	名称	設置場所	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
137	水処理棟施設	機械	No.1 原水ポンプ	地下					
138	水処理棟施設	機械	No.2 原水ポンプ	地下					
139	水処理棟施設	機械	No.3 原水ポンプ	地下					
140	水処理棟施設	機械	砂濾過器	上屋					
141	水処理棟施設	機械	ろ過器	上屋					
142	水処理棟施設	機械	No.1 消泡水ポンプ	地下					
143	水処理棟施設	機械	No.2 消泡水ポンプ	地下					
144	水処理棟施設	機械	消泡水ストレージ	地下					
145	水処理棟施設	機械	No.1-1 逆洗排水ポンプ	地下					
146	水処理棟施設	機械	No.1-2 逆洗排水ポンプ	地下					
147	水処理棟施設	機械	No.1 濾過水移送ポンプ	地下					
148	水処理棟施設	機械	No.2 濾過水移送ポンプ	地下					
149	水処理棟施設	機械	No.1 原水ろ過水ストレージ	地下					
150	水処理棟施設	機械	No.2 原水ろ過水ストレージ	地下					
151	水処理棟施設	機械	用水給水ユニット (ポンプ・タンク)	地下					
152	水処理棟施設	機械	No.1 空気圧縮機	地下					
153	水処理棟施設	機械	No.2 空気圧縮機	地下					
154	水処理棟施設	機械	No.1 用水床排水ポンプ	地下					
155	水処理棟施設	機械	No.2 用水床排水ポンプ	地下					
156	水処理棟施設	機械	接触タンクカバー	上屋					
157	水処理棟施設	機械	No.1 次亜塩素酸ソーダ貯留槽	滅菌室					
158	水処理棟施設	機械	No.2 次亜塩素酸ソーダ貯留槽	滅菌室					
159	水処理棟施設	機械	No.1 次亜塩素酸ソーダ注入装置	滅菌室					
160	水処理棟施設	機械	No.2 次亜塩素酸ソーダ注入装置	滅菌室					
161	水処理棟施設	機械	No.3 次亜塩素酸ソーダ注入装置	滅菌室					
162	重力濃縮施設	機械	汚泥スクリーン	上屋					
163	重力濃縮施設	機械	スクリーンかす脱水機 (油圧ユニット含む)	上屋					
164	重力濃縮施設	機械	No.1 重力濃縮汚泥掻寄機	上屋					
165	重力濃縮施設	機械	No.2 重力濃縮汚泥掻寄機	上屋					

No	施設名	分類	名称	設置場所	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
166	重力濃縮施設	機械	No.1 濃縮汚泥移送ポンプ	地下					
167	重力濃縮施設	機械	No.2 濃縮汚泥移送ポンプ	地下					
168	重力濃縮施設	機械	No.1 濃縮汚泥移送ポンプ 吐出弁	地下					
169	重力濃縮施設	機械	No.2 濃縮汚泥移送ポンプ 吐出弁	地下					
170	汚泥棟施設	機械	No.1 汚泥供給ポンプ	地下					
171	汚泥棟施設	機械	No.2 汚泥供給ポンプ	地下					
172	汚泥棟施設	機械	No.3 汚泥供給ポンプ	地下					
173	汚泥棟施設	機械	No.4 汚泥供給ポンプ	地下					
174	汚泥棟施設	機械	No.1 脱水機	脱水機室		◎			
175	汚泥棟施設	機械	No.2 脱水機	脱水機室					
176	汚泥棟施設	機械	フロキュレータタンク	脱水機室					
177	汚泥棟施設	機械	フロキュレータ攪拌機	脱水機室					
178	汚泥棟施設	機械	No.1 汚泥脱水用給水ユニットポンプ	地下					
179	汚泥棟施設	機械	No.2 汚泥脱水用給水ユニットポンプ	地下					
180	汚泥棟施設	機械	汚泥脱水用給水ユニットタンク	地下					
181	汚泥棟施設	機械	No.1 脱水ケーキ搬出機	脱水機室					
182	汚泥棟施設	機械	No.2 脱水ケーキ搬出機	屋外					
183	汚泥棟施設	機械	No.3 脱水ケーキ搬出機						
184	汚泥棟施設	機械	汚泥貯留槽攪拌機	地下					
185	汚泥棟施設	機械	薬品溶解タンク	薬注室					
186	汚泥棟施設	機械	薬品溶解タンク (加圧用)	脱水機室					
187	汚泥棟施設	機械	No.1 ろ布洗浄水ポンプ	地下					
188	汚泥棟施設	機械	No.2 ろ布洗浄水ポンプ	地下					
189	汚泥棟施設	機械	No.3 ろ布洗浄水ポンプ	地下					
190	汚泥棟施設	機械	No.4 ろ布洗浄水ポンプ	地下					
191	汚泥棟施設	機械	No.1 空気圧縮機	1階					
192	汚泥棟施設	機械	No2 空気圧縮機	1階					
193	汚泥棟施設	機械	除湿器	1階					
194	汚泥棟施設	機械	薬品溶解槽攪拌機	薬注室					

No	施設名	分類	名称	設置場所	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
195	汚泥棟施設	機械	薬品溶解槽攪拌機（加圧用）	脱水機室					
196	汚泥棟施設	機械	No.1 薬品供給機	薬注室					
197	汚泥棟施設	機械	薬品定量供給機	脱水機室					
198	汚泥棟施設	機械	No.1 薬液供給ポンプ	薬注室					
199	汚泥棟施設	機械	No.2 薬液供給ポンプ	薬注室					
200	汚泥棟施設	機械	No.3 薬液供給ポンプ	脱水機室					
201	汚泥棟施設	機械	No.4 薬液供給ポンプ	脱水機室					
202	汚泥棟施設	機械	No.1 給水ポンプ（溶解用）	地下					
203	汚泥棟施設	機械	No.2 給水ポンプ（溶解用）	地下					
204	汚泥棟施設	機械	No.1 脱水濾液移送ポンプ	地下					
205	汚泥棟施設	機械	No.2 脱水濾液移送ポンプ	地下					
206	汚泥棟施設	機械	空調設備(室内機、室外機) AC-5	1階管理事務室	○	○	○	○	○
207	汚泥棟施設	機械	空調設備(室内機、室外機) AC-4	宿直室	○	○	○	○	○
208	汚泥棟施設	機械	受水槽	地下	○	○	○	○	○
209	汚泥棟施設	機械	脱臭ファン	地下				◎	
210	汚泥棟施設	機械	No.1 床排水ポンプ	地下					
211	汚泥棟施設	機械	No.2 床排水ポンプ	地下					
212	機械濃縮棟施設	機械	No.1 余剰汚泥攪拌機	1階					
213	機械濃縮棟施設	機械	No.1 汚泥供給ポンプ	地下					
214	機械濃縮棟施設	機械	No.3 汚泥供給ポンプ	地下					
215	機械濃縮棟施設	機械	No.1 凝集剤溶解槽攪拌機	地下					
216	機械濃縮棟施設	機械	No.2 凝集剤溶解槽攪拌機	地下					
217	機械濃縮棟施設	機械	浮上濃縮機	1階					
218	機械濃縮棟施設	機械	No.1 起泡装置(用水ポンプ)	地下					
219	機械濃縮棟施設	機械	No.3 起泡装置(用水ポンプ)	地下					
220	機械濃縮棟施設	機械	No.1 凝集剤供給機	地下					
221	機械濃縮棟施設	機械	No.2 凝集剤供給機	地下					
222	機械濃縮棟施設	機械	No.1 凝集剤注入ポンプ	地下					
223	機械濃縮棟施設	機械	No.3 凝集剤注入ポンプ	地下					

No	施設名	分類	名称	設置場所	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
224	機械濃縮棟施設	機械	脱気槽攪拌機	1 階					
225	機械濃縮棟施設	機械	機械濃縮汚泥貯留槽攪拌機	1 階					
226	機械濃縮棟施設	機械	No.1 起泡助剤希釈槽攪拌機	地下					
227	機械濃縮棟施設	機械	No.1 起泡助剤注入ポンプ	地下					
228	機械濃縮棟施設	機械	No.3 起泡助剤注入ポンプ	地下					
229	機械濃縮棟施設	機械	No.1 濃縮汚泥移送ポンプ	地下					
230	機械濃縮棟施設	機械	No.2 濃縮汚泥移送ポンプ	地下					
231	機械濃縮棟施設	機械	No.1 空気圧縮機	2 階					
232	機械濃縮棟施設	機械	No.2 空気圧縮機	2 階					
233	機械濃縮棟施設	機械	No.1 床排水ポンプ	地下					
234	機械濃縮棟施設	機械	No.2 床排水ポンプ	地下					
235	ホッパ棟施設	機械	脱水ケ-ネホッパ-	ホッパ棟					
236	ホッパ棟施設	機械	No2 脱水ケ-ネホッパ-	屋外					
237	自家発電設備	機械	自家発電機	自家発電気室			◎		
238	獅子崎 P 場施設	機械	No.1 汚水ポンプ	沈砂池機械室					
239	獅子崎 P 場施設	機械	No.2 汚水ポンプ	沈砂池機械室					
240	獅子崎 P 場施設	機械	No.3 汚水ポンプ	沈砂池機械室					
241	獅子崎 P 場施設	機械	No.4 汚水ポンプ	沈砂池機械室	☆				
242	獅子崎 P 場施設	機械	除塵機	沈砂池機械室					
243	獅子崎 P 場施設	機械	破碎機	沈砂池機械室					
244	獅子崎 P 場施設	機械	No.1 水中ミキサー	沈砂池機械室					
245	獅子崎 P 場施設	機械	No.2 水中ミキサー	沈砂池機械室					
246	獅子崎 P 場施設	機械	No.1 流入ゲ-ト	屋外					
247	獅子崎 P 場施設	機械	No.2 流入ゲ-ト	屋外					
248	獅子崎 P 場施設	機械	連絡ゲ-ト	沈砂池機械室					
249	獅子崎 P 場施設	機械	脱臭ファン	沈砂池機械室			◎		
250	獅子崎 P 場施設		パ-ジ-セット(コンプレッサー共)						
251	獅子崎 P 場施設	機械	自家発電機	自家発電気室			◎		
252	鶴賀 P 場施設	機械	No.1 汚水ポンプ	沈砂池機械室					

No	施設名	分類	名称	設置場所	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
253	鶴賀 P 場施設	機械	No.2 汚水ポンプ	沈砂池機械室					
254	鶴賀 P 場施設	機械	No.3 汚水ポンプ	沈砂池機械室		☆			
255	鶴賀 P 場施設	機械	No.4 汚水ポンプ	沈砂池機械室		☆			
256	鶴賀 P 場施設	機械	除塵機 (パインスクリン含む)	沈砂池機械室					
257	鶴賀 P 場施設	機械	破碎機	沈砂池機械室					
258	鶴賀 P 場施設	機械	No.1 水中ミキサー	沈砂池機械室					
259	鶴賀 P 場施設	機械	No.2 水中ミキサー	沈砂池機械室					
260	鶴賀 P 場施設	機械	脱臭ファン	換気機械室			◎		
261	鶴賀 P 場施設	機械	パージセット(コンプレッサ-共)	換気機械室					
262	鶴賀 P 場施設	機械	No.1 流入ゲート	屋外					
263	鶴賀 P 場施設	機械	No.2 流入ゲート	屋外					
264	鶴賀 P 場施設	機械	連絡ゲート	沈砂池機械室					
265	鶴賀 P 場施設	機械	自家発電機	自家発電電気室				◎	
266	須津 P 場施設	機械	No.1 汚水ポンプ	ポンプ室					
267	須津 P 場施設	機械	No.2 汚水ポンプ	ポンプ室					
268	須津 P 場施設	機械	No.4 汚水ポンプ	ポンプ室					
269	須津 P 場施設	機械	No.1-1 破碎機	沈砂池機械室					
270	須津 P 場施設	機械	No.1-2 破碎機	沈砂池機械室					
271	須津 P 場施設	機械	No.1 水中ミキサー	沈砂池機械室					
272	須津 P 場施設	機械	No.2 水中ミキサー	沈砂池機械室					
273	須津 P 場施設	機械	No.1 シール水ポンプ	ポンプ室					
274	須津 P 場施設	機械	No.2 シール水ポンプ	ポンプ室					
275	須津 P 場施設	機械	No.1 流入ゲート	沈砂池機械室					
276	須津 P 場施設	機械	No.2 流入ゲート	沈砂池機械室					
277	須津 P 場施設	機械	連絡ゲート	沈砂池機械室					
278	須津 P 場施設	機械	No.1 床排水ポンプ	ポンプ室					
279	須津 P 場施設	機械	No.2 床排水ポンプ	ポンプ室					
280	須津 P 場施設	機械	脱臭ファン (電動弁含む)	沈砂池機械室			◎		
281	須津 P 場施設	機械	自家発電機	自家発電電気室				○	

No	施設名	分類	名称	設置場所	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
282	堂谷 P 場施設	機械	No.1 汚水ポンプ	ポンプ室					
283	堂谷 P 場施設	機械	No.2 汚水ポンプ	ポンプ室					
284	堂谷 P 場施設	機械	No.4 汚水ポンプ	ポンプ室					
285	堂谷 P 場施設	機械	No.1-1 破砕機	沈砂池機械室					
286	堂谷 P 場施設	機械	No.1-2 破砕機	沈砂池機械室					
287	堂谷 P 場施設	機械	No.1 水中ミキサー	沈砂池機械室					
288	堂谷 P 場施設	機械	No.2 水中ミキサー	沈砂池機械室					
289	堂谷 P 場施設	機械	No.1 シール水ポンプ	換気機械室					
290	堂谷 P 場施設	機械	No.2 シール水ポンプ	換気機械室					
291	堂谷 P 場施設	機械	No.1 流入ゲート	換気機械室					
292	堂谷 P 場施設	機械	No.2 流入ゲート	換気機械室					
293	堂谷 P 場施設	機械	連絡ゲート	沈砂池機械室					
294	堂谷 P 場施設	機械	No.1 床排水ポンプ	ポンプ室					
295	堂谷 P 場施設	機械	No.2 床排水ポンプ	ポンプ室					
296	堂谷 P 場施設	機械	脱臭ファン	換気機械室			◎		
297	堂谷 P 場施設	機械	自家発電機	自家発電気室					◎
298	四辻 P 場施設	機械	No.1 汚水ポンプ	ポンプ室					
299	四辻 P 場施設	機械	No.2 汚水ポンプ	ポンプ室					
300	四辻 P 場施設	機械	No.3 汚水ポンプ	ポンプ室					
301	四辻 P 場施設	機械	No.1-1 破砕機	沈砂池機械室					
302	四辻 P 場施設	機械	No.1-2 破砕機	沈砂池機械室					
303	四辻 P 場施設	機械	水中ミキサー	沈砂池機械室					
304	四辻 P 場施設	機械	No.2 水中ミキサー	沈砂池機械室					
305	四辻 P 場施設	機械	No.1 シール水ポンプ	換気機械室					
306	四辻 P 場施設	機械	No.2 シール水ポンプ	換気機械室					
307	四辻 P 場施設	機械	No.1 流入ゲート	換気機械室					
308	四辻 P 場施設	機械	No.2 流入ゲート	換気機械室					
309	四辻 P 場施設	機械	連絡ゲート	沈砂池機械室					
310	四辻 P 場施設	機械	No.1 床排水ポンプ	ポンプ室					

No	施設名	分類	名称	設置場所	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
311	四辻 P 場施設	機械	No.2 床排水ポンプ	ポンプ室					
312	四辻 P 場施設	機械	脱臭ファン	換気機械室			◎		
313	四辻 P 場施設	機械	自家発電機	自家発電電気室					◎
314	マンホールポンプ	機械	No.1 マンホールポンプ	石川	◎				
315	マンホールポンプ	機械	No.2 マンホールポンプ	石川	◎				
316	マンホールポンプ	機械	圧送管洗浄設備	石川					
317	マンホールポンプ	機械	No.1 マンホールポンプ	明石			◎		
318	マンホールポンプ	機械	No.2 マンホールポンプ	明石			◎		
319	管理棟施設	電気	消防設備	管理棟ほか	○	○	○	○	○
320	管理棟施設	電気	監視制御システム	中央					○
321	管理棟施設	電気	監視制御システム	遠方					○
322	汚泥棟施設	電気	受変電設備	3階			○		
323	汚泥棟施設	電気	非常用自家発電設備				○		
324	汚泥棟施設	電気							
325	汚泥棟施設	電気	受変電設備(機械濃縮)	3階					
326	汚泥棟施設	電気	受電設備アジハック	3階					
327	汚泥棟施設	電気	非常用電源装置(蓄電池)	3階			○		
328	自家発電設備	電気	非常用電源装置(蓄電池)	自家発電電気室			○		
329	獅子崎 P 場施設	電気	受変電設備	電気室			○		
330	獅子崎 P 場施設	電気	非常用自家発電設備				○		
331	獅子崎 P 場施設	電気							
332	獅子崎 P 場施設	電気	非常用電源装置(蓄電池)	2階			○		
333	獅子崎 P 場施設	電気	非常用電源装置(蓄電池)	(1階) 自家発電電気室			○		
334	鶴賀 P 場施設	電気	受変電設備	電気室				○	
335	鶴賀 P 場施設	電気	非常用自家発電設備					○	
336	鶴賀 P 場施設	電気							
337	鶴賀 P 場施設	電気	非常用電源装置(蓄電池)	2階				○	
338	鶴賀 P 場施設	電気	非常用電源装置(蓄電池)	(1階) 自家発電電気室				○	
339	須津 P 場施設	電気	受変電設備	電気室				○	

No	施設名	分類	名称	設置場所	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
340	須津 P 場施設	電気	非常用自家発電設備					○	
341	須津 P 場施設	電気							
342	須津 P 場施設	電気	非常用電源装置(蓄電池)	1 階				○	
343	須津 P 場施設	電気	非常用電源装置(蓄電池)	(地下 1 階) 自家発電電気室				○	
344	堂谷 P 場施設	電気	受変電設備	電気室					○
345	堂谷 P 場施設	電気	非常用自家発電設備						○
346	堂谷 P 場施設	電気							
347	堂谷 P 場施設	電気	非常用電源装置(蓄電池)	1 階					○
348	堂谷 P 場施設	電気	非常用電源装置(蓄電池)	(地下 1 階) 自家発電電気室					○
349	四辻 P 場施設	電気	受変電設備	電気室					○
350	四辻 P 場施設	電気	非常用自家発電設備						○
351	四辻 P 場施設	電気							
352	四辻 P 場施設	電気	非常用電源装置(蓄電池)	地下 1 階					○
353	四辻 P 場施設	電気	非常用電源装置(蓄電池)	(地下 1 階) 自家発電電気室					○
354	管理棟施設	計装	水処理トリートメント記録計	管理制御室					
355	管理棟施設	計装	汚泥処理トリートメント記録計	管理制御室					
356	管理棟施設	計装	場内計装整備点検	-	○		○		○
357	管理棟施設	計装	計装設備	機械濃縮					
358	管理棟施設	計装	風向・風速記録計	管理制御室	○		○		○
359	管理棟施設	計装	気温・湿度記録計	管理制御室	○		○		○
360	管理棟施設	計装	雨量記録計	管理制御室	○		○		○
361	沈砂池棟施設	計装	No.3 汚水流入量計	地下搬入室					
362	沈砂池棟施設	計装	No.4 汚水流入量計	地下搬入室	○	○	○	○	○
363	沈砂池棟施設	計装	No.3 汚水流入量計 (F-15)	地下搬入室	○	○	○	○	○
364	沈砂池棟施設	計装	し渣ホッパー重量計	沈砂地棟					
365	沈砂池棟施設	計装	自動採水装置	1 階	○	○	○	○	○
366	水処理棟施設	計装	初沈汚泥濃度計	地下	○		○		○
367	水処理棟施設	計装	1 系初沈汚泥引抜流量計	地下		○		○	
368	水処理棟施設	計装	自動採水装置	地下	○	○	○	○	○

No	施設名	分類	名称	設置場所	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
369	水処理棟施設	計装	1系エタン溶存酸素計			○			
370	水処理棟施設	計装	2系エタン溶存酸素計	上屋					
371	水処理棟施設	計装	3系エタン溶存酸素計	上屋					
372	水処理棟施設	計装	1系返送汚泥濃度計	地下	○		○		○
373	水処理棟施設	計装	2系返送汚泥濃度計	地下	○	○	○	○	○
374	水処理棟施設	計装	1系返送汚泥流量計	地下		○		○	
375	水処理棟施設	計装	2系返送汚泥流量計	地下		○		○	
376	水処理棟施設	計装	No.1-1 返送汚泥ポンプ回転数計	地下					
377	水処理棟施設	計装	No.1-2 返送汚泥ポンプ回転数計	地下					
378	水処理棟施設	計装	1系余剰汚泥引抜流量計	地下		○		○	
379	水処理棟施設	計装	No1 送風機風量計	地下	○		○		○
380	水処理棟施設	計装	No2 送風機吸込風量計	地下	○	○		○	
381	水処理棟施設	計装	原水流量計	上屋					
382	水処理棟施設	計装	砂濾過器流量計	上屋					
383	水処理棟施設	計装	砂濾過器用風量計	上屋					
384	水処理棟施設	計装	放流水残留塩素計	滅菌室			○		○
385	水処理棟施設	計装	放流水 pH 計	滅菌室				○	
386	水処理棟施設	計装	UV 計及び負荷量演算器	上屋・中央	○	○	○	○	○
387	水処理棟施設	計装	放流流量計	上屋		○		○	
388	水処理棟施設	計装	No.1 次亜塩貯留槽の水位計	滅菌室		○		○	
389	水処理棟施設		No.2 次亜塩貯留槽の水位計	滅菌室	○		○		○
390	水処理棟施設	計装	総次亜塩注入量計	滅菌室		○		○	
391	水処理棟施設		接触槽パネイスクート	上屋					
392	水処理棟施設	計装	1・2 池 SVI 計	上屋	○		○		○
393	水処理棟施設	計装	3・4 池 SVI 計	上屋	○		○		○
394	水処理棟施設	計装	自動採水装置	上屋	○	○	○	○	○
395	重力濃縮施設	計装	濃縮汚泥濃度計	地下	○		○		○
396	重力濃縮施設	計装	濃縮汚泥引抜流量計	地下		○		○	
397	汚泥棟施設	計装	汚泥供給濃度計	地下					

No	施設名	分類	名称	設置場所	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
398	汚泥棟施設	計装	汚泥貯留槽液位計	地下		○		○	
399	汚泥棟施設	計装	№1 脱水機汚泥供給流量計	地下		○		○	
400	汚泥棟施設	計装	№2 脱水機汚泥供給流量計	地下	○		○		○
401	汚泥棟施設	計装	№1 脱水機薬液注入量計	地下		○		○	
402	汚泥棟施設	計装	№2 脱水機薬液注入量計	地下	○		○		○
403	汚泥棟施設	計装	脱水ろ液流量計	地下		○		○	
404	汚泥棟施設	計装	№1 脱離液排水槽液位計	地下	○		○		○
405	汚泥棟施設	計装	№2 脱離液排水槽液位計	地下	○		○		○
406	機械濃縮棟施設	計装	余剰汚泥貯留槽液位計	1 階		○		○	
407	機械濃縮棟施設	計装	余剰供給汚泥濃度計	地下	○	○	○	○	○
408	機械濃縮棟施設	計装	№1 余剰汚泥供給量計	1 階	○		○		○
409	機械濃縮棟施設	計装	機械濃縮汚泥濃度計	地下			○		○
410	機械濃縮棟施設	計装	№1 凝集剤注入量計	1 階	○		○		○
411	機械濃縮棟施設	計装	№1 凝集剤溶解槽液位計	地下		○		○	
412	機械濃縮棟施設	計装	№2 凝集剤溶解槽液位計	地下		○		○	
413	機械濃縮棟施設	計装	起泡助剤希釈槽液位計	地下		○		○	
414	機械濃縮棟施設	計装	濃縮汚泥移送量計	地下	○		○		○
415	ホッパ棟施設	計装	ケキホッパ重量計	ホッパ棟					
416	獅子崎 P 場施設	計装	ポンプ場計装機器	獅子崎ポンプ場	○		○		○
417	獅子崎 P 場施設	計装	No.1 パージセット(コンプレッサー共)	自家発電電気室					
418	獅子崎 P 場施設	計装	No.2 パージセット(コンプレッサー共)	自家発電電気室					
419	鶴賀 P 場施設	計装	ポンプ場計装機器	鶴賀ポンプ場	○		○		○
420	須津 P 場施設	計装	自動採水装置	沈砂池機械室					
421	須津 P 場施設	計装	ポンプ場計装機器	須津ポンプ場	○		○		○
422	堂谷 P 場施設	計装	ポンプ場計装機器	堂谷ポンプ場	○		○		○
423	四辻 P 場施設	計装	自動採水装置	沈砂池機械室					
424	四辻 P 場施設	計装	ポンプ場計装機器	四辻ポンプ場	○		○		○
425	幹線流量計	計装	幹線管渠流量計	宮-A					
426	幹線流量計	計装	幹線管渠流量計	加-1A					

No	施設名	分類	名称	設置場所	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
427	幹線流量計	計装	幹線管渠流量計	加-1B					
428	幹線流量計	計装	幹線管渠流量計	岩-1A	○	○	○	○	○
429	水質試験室	計装	イオンクロマトグラフ装置						

別紙 15 工事予定

業務期間内において、宮津湾浄化センターでは以下の工事が予定されている。

- No.2 汚泥脱水設備更新工事
令和5年度～令和9年度予定

別紙 16 本件施設の環境計測等

受託者は日常的な運転管理のため、要求水準書の別紙7及び別紙8に示す「水質試験・汚泥性状試験に関する要領」及び「分析に関する要領」を実施するものとする。

別紙 17 業務書類の記載内容及び提出時期

	図書の名称	書式	内容	提出時期
1	業務実施計画書		別紙 6 参照 以下の図書を合わせて綴じて提出すること 総括責任者選任届 副総括責任者選任届 主任選任届 資格者選任届 施設使用願 加入賠償責任保険契約書の写し 監視チェックリスト	契約締結後速やかに提出
2	維持管理日報		運転管理上、記録の必要な点検及び水質項目のうち委託者が指示するもの	毎日提出 (ミーティング時)
3	維持管理月報	水質試験汚泥性状試験記録 設備機器点検記録 機器修繕記録 機器故障記録 物品調達・入荷記録 その他必要な記録	運転管理上、記録の必要な点検及び水質項目のうち委託者が指示するもの	業務実施月終了後直ちに提出
4	月間業務計画書			業務開始後速やかに提出
5	月間業務報告書		委託者が指示する実施業務を除く	業務実施月終了後直ちに提出
6	使用状況報告書	毒物劇物等		
7	業務計画書		委託者が指示する実施業務毎	
8	業務報告書		委託者が指示する実施業務毎	
9	物品調達計画書	薬品、A重油等成分表 年間調達計画表	調達物品毎	
10	変更届			
11	報告書	故障報告		報告等が必要となったその都度提出
12	改善要求書			
13	提案書			
14	協議書			
15	特記事項報告書			
16	改善提案書			
17	委託料請求書及び業務委託料内訳書	内容は従来の様式準拠	当該業務報告書を添付	業務委託料請求時に提出
18	維持管理年報	月報に準じる	維持管理上、記録の必要な点検及び水質項目のうち委託者が指示するもの	業務期間中の各会計年度終了後直ちに提出
19	業務完了報告書	施設運転実績 業務実施状況写真 水処理、汚泥処理等の日報記載事項のまとめ 電力、薬品、燃料等使用量のまとめ 保守点検業務実施報告書 修繕業務実施報告書 故障修理実施報告書 物品管理業務報告書 施設機能状況報告書 京都府等の協議事項報告書 教育及び訓練の結果報告書 経営品質向上活動報告書 その他業務報告書		業務実施月終了後に直ちに提出するとともに、各会計年度終了後に1年間分をまとめて直ちに提出

別紙 18 業務委託料の計算方法

(1) 本件業務に係る業務委託料の構成

ア 委託者が受託者に支払う業務委託料は、以下の算式によって算定される。

$$(\text{業務委託料}) = (\text{固定費}) + (\text{変動費})$$

$$(\text{変動費}) = (\text{変動費原単位}) \times (\text{流入水量 (実績値)})$$

ただし、いずれも「取引に係る消費税及び地方消費税額」を含む。

ここで固定費とは、本件施設における流入水量（実績値）の増減に係らず変動しない費用をいい、変動費とは、本件施設における流入水量（実績値）の増減に応じて比例的に増減する費用をいう。

業務期間中の固定費の合計額と変動費原単位の内訳は、下表に示すとおりとする。毎事業年度における変動費は、毎事業年度の流入水量の実績値に応じて算出する。

		固定費	変動費	※1
		(千円)	(千円)	変動費原単位 (円/m3)
運転操作費			—	—
保守点検・分析・保守管理・修繕費			—	—
薬品及び 消耗品費	水処理用及び汚泥処理用 薬品費	—		
	消耗品費		—	—
燃料費・ガス料金・上水道料・通信費			—	—
電力料金		委託者が直接調達するため、業務委託料に含めない。		

※1：別紙8（3）に示す運営期間中の流入予測水量が流入するとした場合の変動費

イ 業務委託料は月払いとする。その際、毎月払う費用については、以下の支払い方とする。

当該月の固定費は、契約書記載の当該月の会計年度の固定費を12で除した額（減額措置がある場合はこの限りではない）、当該月の変動費は、流入水量（実績値）に契約書記載の当該月が属する会計年度の流入水量1 m³当たりの単価を乗じた額とする。

ウ 修繕業務に係る業務委託料についても月払いとし、受託者の修繕業務に係る年間委託費を12で除した相当額を、運転管理業務に係る業務委託料と同時に支払うこととする。

エ 別紙14に示す保守・点検業務に係る業務委託料についても月払いとし、受託者の保守・点検業務に係る年間業務委託料を12で除した相当額を、運転管理業務に係る業務委託料と同時に支払うこととする。

(2) 運転管理業務に係る業務委託料の減額及び追加費用について

放流水質、汚泥含水率及び悪臭物質等、全ての要求水準を満たしている場合は、固定

費+変動費の全額を支払うが、そのいずれかの水準を満たしていない場合、前項（1）で計算される業務委託料を、下記に示すとおり減額する。なお、業務委託料減額は、当該会計年度の最終月の支払額と相殺し精算する。

ア 減額の算定方法

下記の①～④について業務委託料の減額を個別に算定し、その合計額（A+B+C+D）を減額する。

① 別紙4の表4-1に示す放流水質法定基準未達又は別紙11（2）表中3の悪臭物質法定基準未達の場合、以下のとおり減額する。

ただし、毎月の減額の上限は、当該月の業務委託料のうち固定費分の金額までとする。

a) 法定基準未達発生後、12日以内に基準達成した場合

$$\bullet \text{業務委託料の減額} A = \text{当該年度の業務委託料のうち固定費分の金額} \\ \times (12 / \text{当該年度の全日数})$$

b) 法定基準未達発生後、12日以内に基準達成できない場合

$$\bullet \text{業務委託料の減額} A = \text{当該年度の業務委託料のうち固定費分の金額} \\ \times (\alpha / \text{当該年度の全日数})$$

ここで、 α （日）：法定基準未達の日数

なお、検査の結果が判明するのが検査実施日（採取日）から時間がかかる項目については、「イ 法定基準未達の日数（ α ）の算定方法」のとおり α を算定する。

なお、同一日において水質法定基準及び悪臭物質法定基準の双方を満たしていない日については、日数計算において、2日と数えるものとする。

② 水質契約基準I未達の場合、又は汚泥契約基準I（含水率基準）未達の場合、以下のとおり減額する。

$$\bullet \text{業務委託料の減額} B = \text{当該年度の委託費のうち固定費分の金額} \\ \times (\beta / \text{当該年度の全日数})$$

ここで、 β （日）：契約基準I未達の日数（法定基準未達による減額対象期間を除く）

ただし、法定基準未達に伴う減額対象期間（法定基準未達発生日を含めて12日間、それを超える場合は法定基準達成までの期間）については、契約基準I未達の場合でも β に算入しないものとする。

なお、検査の結果が判明するのが検査実施日（検体採取日）から時間がかかる項目については、「ウ 契約基準I未達の日数（ β ）の算定方法」のとおり β を

算定する。

また、同一日において水質契約基準Ⅰ及び汚泥契約基準Ⅰ（含水率基準）の双方を満たしていない日については、日数計算において、2日と数えるものとする。

- ③ 別紙4の表4-3に示す水質契約基準Ⅱ未達の場合、又は別紙11の表11-2に示す汚泥契約基準Ⅱ（脱水ケーキ含水率基準）未達の場合、以下のとおり減額する。

$$\bullet \text{業務委託料の減額 } C = (\text{当該年度の年間業務委託料のうち固定費分の金額} \\ - A \text{の当該年度合計額} - B \text{の当該年度合計額}) \times 2\%$$

なお、当該減額は、当該会計年度の最終月の支払額と相殺し精算する。

イ 法定水準未達の日数（ α ）の算定方法

【ケース 1】

定期測定の結果、別紙 4 に示す法定基準の未達が判明した日（下例では 13 日）に追加検査を行った結果が別紙 4 及び別紙 1 1 に示す法定基準を満足した場合は、 $\alpha = 1$ 日とする。

1日	2…7	8日	9…12	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日…
前回測定日										
法定基準を満足		水質測定日		検査結果判明 <u>法定基準未達</u>						
				追加検査					結果判明 <u>法定基準を満足</u>	
		法定基準未達の日 $\alpha = 1$ 日			追加検査	追加検査	追加検査	追加検査	追加検査	
		×	○	○					追加検査終了	

【ケース 2】

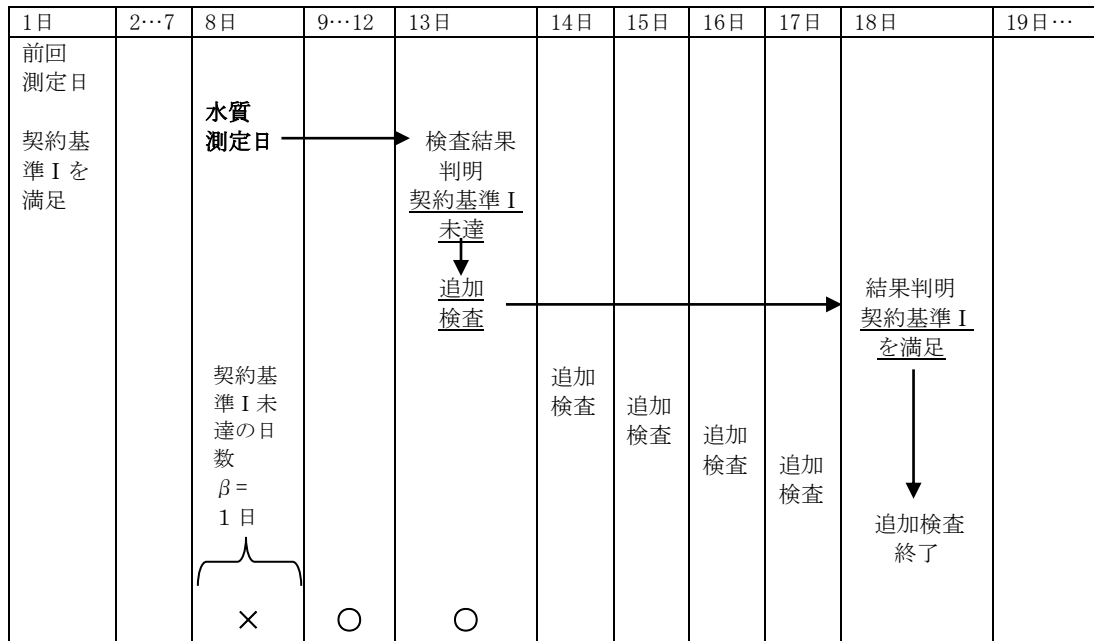
定期測定の結果、別紙 4 に示す法定基準の未達が判明し（下例では 13 日）、その日以降の追加検査を行った結果が複数日数、別紙 4 及び別紙 1 1 に示す法定基準を満足しなかった場合は、当初の定期測定日（下例では 8 日）から別紙 4 及び別紙 1 1 に示す法定基準の未達が発生した最終日（下例では 14 日）までの全日数を法定基準未達の日数 α とする。（下例では、 α は 8 日から 14 日までの 7 日となる）

1日	2…7	8日	9…12	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21
前回測定日												
法定基準を満足		水質測定日		検査結果判明 法定基準未達 追加検査	追加検査				結果判明 法定基準未達	結果判明 法定基準未達	結果判明 法定基準を満足	
		法定基準未達の日数 $\alpha = 7$ 日										追加検査終了
		×	×	×	×	○						

ウ 契約基準 I 未達の日数 (β) の算定方法

【ケース 1】

定期測定の結果、別紙 4 に示す契約基準 I の未達が判明した日（下例では 13 日）に追加検査を行った結果が別紙 4 及び別紙 1 1 に示す契約基準 I を満足した場合は、β = 1 日とする。



【ケース 2】

定期測定の結果、別紙 4 及び別紙 1 1 に示す契約基準 I の未達が判明し（下例では 13 日）、その日以降の追加検査を行った結果が複数日数、別紙 4 及び別紙 1 1 に示す契約基準 I を満足しなかった場合は、当初の定期測定日（下例では 8 日）から別紙 4 及び別紙 1 1 に示す契約基準 I の未達が発生した最終日（下例では 14 日）までの全日数を契約基準 I 未達の日数 β とする。（下例では、 β は 8 日から 14 日までの 7 日となる）

1日	2…7	8日	9…12	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21
前回測定日												
契約基準 I を満足		水質測定日		検査結果判明 契約基準 I 未達 追加検査	追加検査				結果判明 契約基準 I 未達	結果判明 契約基準 I 未達	結果判明 契約基準 I を満足	
		契約基準 I 未達の日数 $\beta = 7$ 日										
		×	×	×	×	○						
											追加検査終了	

エ 流入基準を超過した場合の算定方法等

- ① 上記ア①又は②において、流入水が別紙 8 に示す流入基準を超過した場合、水質法定基準未達あるいは水質契約基準 I 未達であっても、業務委託料の減額を行わない（水量に関する流入基準、又は当該項目に係る水質に関する流入基準が超過した場合に限る。以下③において同じ。）。ただし、流入基準を超えた場合であっても委託者と受託者で対応可能と合意した場合を除く。
- ② 流入水が別紙 8 に示す流入基準を超過した場合であって、放流水質契約基準 I を満たしている場合、委託者が受託者に支払う業務委託料は、以下の算式によって算定される。
(業務委託料) = (固定費) + (変動費原単位) × (流入水量) + (追加費用)
ここで、追加費用とは、流入基準を満たさない流入水を処理して放流水質契約基準 I を満たすために要する費用をいう。なお、追加費用の支払いについては、当該年度の最終月に精算する。
- ③ 流入水が別紙 8 に示す流入基準を超過した場合、放流水が別紙 4 に示す水質法定基準又は水質契約基準 I を満たしていないことによる第三者からの損害賠償は、委託者が負担するものとする。

オ 上記以外の法定基準を超過した場合の費用負担

別紙 1 1 (2) 表中 1 「放流水の水質」及び表中 2 「脱水ケーキに係る法定基準」に示す放流水の水質又は脱水ケーキ及び乾燥汚泥の環境計測等に係る法定基準未達の場合は、受託者は原因究明、改善計画書の作成及び実施にかかる費用、第三者からの損害賠償等、当該基準未達により生じた費用について負担するものとする。ただし、天災地変等不可抗力による場合は、委託者と受託者で費用負担の割合を協議の上定めるものとする。

(3) 提案書記載内容の未実施及び未達の場合の減額について

提案書記載内容が実施されていない又は達成されていない場合、委託者は、別紙 1 2 に定める手続きを経て、下記に示すとおり業務委託料の減額を行うことができる。
なお、同一項目に対しての減額は、契約期間中 1 回限りとする。

【減額の算定方法】

減額対象となった提案書記載内容について、業務委託料から技術評価点換算額を減額する。

減額の算定は以下の式による。

$$C' = \{ 1 - (10,000 + \beta) / (10,000 + \alpha) \} \times C$$

C : 契約金額

C' : 減額

α : 加算点

β : 加算点－減額対象点

(4) 突発的小修繕業務に係る業務委託料の精算について

突発的小修繕業務の各年度の実績額が、各年度の設計額に満たない場合、あるいは超過した場合は業務委託費を精算する。

各年度の業務委託費の減額あるいは増額は、当該会計年度の最終月の支払額と相殺する。

別紙 19 業務委託料の見直し

1 社会経済情勢の変化による場合

契約期間中に、次の事項が生じ業務委託料が不適当となったと委託者又は受託者が認めるときは、委託者又は受託者は業務委託料の見直しを請求することができる。

なお、見直し額及び時期は、委託者と受託者が協議して定める。

- (1) 法律、規則等の改正等が行われた時
- (2) 契約期間内で、委託契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不適当となったと認めた時

この場合、委託者又は受託者は、請求があった時は、業務委託料から当該請求時の履行部分に相応する業務委託料を控除した額（以下「変動前残業務委託料」という。）と変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務委託料に相応する額（以下「変動後残業務委託料」という。）との差額のうち変動前残業務委託料の 1,000 分の 15 を越える額につき、業務委託料の見直しに応じなければならない。

変動前残業務委託料及び変動後残業務委託料は固定費・変動費毎に算出するものとし、業務委託料の見直し額は固定費と変動費の合算額とする。

変動前残業務委託料及び変動後残業務委託料は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者で協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に示すものとする。

なお、協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いた上、請求を行った日又は請求を受けた日から 14 日以内に設定し、受託者に示すものとする。

また、この請求は 2 の規定に基づいて業務委託料の見直しを行った後再度行うことができる。この場合「委託契約締結の日」を「直前の 2 の規定に基づく業務委託料見直しの基準とした日」とする。

- (3) 特別な要因により委託業務を実施するための主要な材料等の日本国内における価格に著しく変動を生じた時

この場合、見直し額は対象とする品目毎に当初の価格（委託者が設定した実勢単価に数量、落札率を乗じた額）と変動後の価格（実際に当該品目を搬入・購入した期間中の平均的な実勢単価に、数量及び落札率を乗じた額）との差額の合計額（変動額）から、変動前の**対象業務委託料**の 1,000 分の 10 の額を差し引いて算出する。なお、「対象業務委託料」とは、全体業務委託料から、部分払いを行った出来高部分を除いたものとする。

ただし、品目毎に算出した変動後の価格よりも、それぞれの品目毎の実際の購入価格（この場合には落札率を乗じない）の方が低い場合は、実際の購入価格とする。

なお、協議開始の日については、(2) と同様とする。

- (4) 予期することのできない特別の事情により日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じた時

この場合、業務委託料の見直し額については、委託者と受託者で協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、委託者が定

め、受託者に示すものとする。

なお、協議開始の日については、（２）と同様とする。

別紙20 保険

① 受託者の加入する保険

受託者は、自らの費用で以下の保険に加入するものとする。

- ・受託者賠償責任保険等

② 委託者の加入する保険

委託者は、自らの費用で以下の保険に加入しており、本委託期間中、これを継続する。

- ・下水道賠償責任保険
- ・建物共済

別紙 2 1 遵守すべき関連法令、条例等

本事業の実施にあたり、以下の関係法令等を遵守する。

■関係法令等

- 1) 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)
- 2) 水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)
- 3) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)
- 4) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)
- 5) 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)
- 6) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)
- 7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)
- 8) 毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)
- 9) 悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)
- 10) 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)
- 11) 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)
- 12) 振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)
- 13) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)
- 14) 労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)
- 15) 最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)
- 16) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- 17) 労働契約法(昭和 19 年法律第 128 号)
- 18) 資源の有効な利用の促進に関する法律(リサイクル法)(平成 3 年法律第 48 号)
- 19) 京都府地球温暖化対策条例(平成 17 年京都府条例第 51 号)
- 20) 京都府環境を守り育てる条例(平成 7 年京都府条例第 33 号)
- 21) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)
- 22) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)
- 23) ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)
- 24) 高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)
- 25) 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号)
- 26) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 64 号)
- 27) その他関連法令・施行規則等

■要綱・各種基準等

- 1) 下水道施設設計指針及び解説
- 2) 下水道維持管理指針
- 3) 環境保全協定書
- 4) その他関連要綱・各種基準等